OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	著作物の使用許諾契約の許諾者たる地位の移転・観光案内図用ピクトグラムの著作物性 : 観光案内図用ピクトグラム事件
Author(s)	青木, 大也
Citation	Law & Technology. 2016, 73, p. 65-74
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81459
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

判例研究▷

観光案内図用ピクトグラム事件

著作物の使用許諾契約の許諾者たる地位の移転・観光案内図用ピクトグラムの著作物性

大阪地方裁判所平成27年9月24日判決（平成25年(ワ)第1074号）著作権侵害差止等請求事件（本誌70号114頁参照）

大阪大学准教授 青木大也

1 事案の概要

（本件は争点が多岐に渡るため、以下判旨、評釈にかかわる範囲で事案を説明する）

原告Xはヴィジュアル・アイデンティティ(VI)等の制作等を主たる目的とする株式会社である。訴外P_1はXの取締役であり、すでに解散した訴外株式会社板倉デザイン研究所（板倉デザイン研究所）の代表であった。

被告Y_1（大阪市）は、その案内表示の改善のため、被告Y_2（財団法人大阪市都市工学情報センター）に業務委託を行い、Y_2は大阪城等のピクトグラムのデザインを訴外板倉デザイン研究所に委託した（デザインはP_1）。Y_2は、平成12年3月31日に訴外板倉デザイン研究所との間で、使用許諾期間を10年とするローカルピクトグラム使用契約（本件使用許諾契約1）を締結し（その対象を「本件ピクトグラム」と称する）、また平成12年8月31日に、そのピクトグラムを配した、使用許諾期間を10年とする大阪市観光案内図使用契約（本件使用許諾契約2。本件使用許諾契約1とあわせて、「本件各使用許諾契約」と称する）を締結した（その対象を「本件案内図」と称する）。そして、それらに基づき、Y_2はY_1に対して、本件ピクトグラムや本件案内図の使用を許諾した。

Y_2（および訴外公益財団法人大阪観光コンベンション協会（コンベンション協会）。共同不法行為の成否が問題となるため）は、本件各使用許諾契約の期間であるとされた10年間経過後、以下の行為を行っている。

① Y_2は平成22年3月31日以降も、341カ所の案内板で本件ピクトグラムを使用し、平成22年8月31日以降も、23カ所で本件案内図を使用した。

② 訴外コンベンション協会は、本件ピクトグラムの一部が含まれる冊子「大阪街歩きガイド」（以下、「本件冊子」という）を発行し、不特定人に対して無償譲渡し、また、平成22年4月2日以降、本件冊子の電子データをホームページに掲載した。なお遅くとも、平成23年7月27日から平成24年3月までの間に削除した。

本件各使用許諾契約期間の途中である平成19年、訴外板倉デザイン研究所はその事業をXに統合し、解散した。

平成23年5月頃、本件各使用許諾契約に係る使用許諾期間が満了となった後、関係者で交渉が行われるも、金額面で折り合いがつかず、平成23年5月以降Y_2は順次本件ピクトグラムおよび本件案内図の使用中止・撤去を実施していった。

XはY_1、Y_2に対して、本件各使用許諾契約に基づき、有効期間満了後の原状回復義務として、本件ピクトグラムの抹消・消除を請求し、また、Y_1に対して、訴外コンベンション協会の著作権侵害につき教唆または幇助したとして、著作権侵害に基づく損害賠償を請求する等した。

2 判旨

(1) 本件各使用許諾契約の許諾者の地位移転

裁判所は、Yらが本件各使用許諾契約に基づく

有効期間満了後の原状回復義務を負うと判断したうえで、訴外板倉デザイン研究所からXへの、本件各使用許諾契約上の地位の移転について、以下のように判示した。

「Xが、平成19年6月1日に板倉デザイン研究所の事業を統合する際に、P_1が板倉デザイン研究所において作成したVIデザイン等の著作権全てを板倉デザイン研究所から包括的に譲り受ける合意をしたことについては、X代表者と板倉デザイン研究所の代表であったP_1との間で認識が合致しており……、その後同年9月に板倉デザイン研究所が解散清算していること等からしても、当事者間において本件ピクトグラム等を含む著作権(……本件ピクトグラム等は著作物性を有すると認められる。)が譲渡された事実が認められ、そうである以上、本件各使用許諾契約上の地位も譲渡されたと認められる」。

「そして、本件各使用許諾契約における許諾者の義務は、許諾者からの権利不行使を主とするものであり、本件ピクトグラムの著作権者が誰であるかによって履行方法が特に変わるものではないことからすれば、本件ピクトグラムの著作権の譲渡と共に、被許諾者たるY_2の承諾なくして本件各使用許諾契約の許諾者たる地位が有効に移転されたと認めるのが相当である（賃貸人たる地位の移転に関するものではあるが最高裁判所昭和46年4月23日判決・民集25巻3号388頁参照)」。

「しかし、著作物の使用許諾契約の許諾者たる地位の譲受人が、使用料の請求等、契約に基づく権利を積極的に行使する場合には、これを対抗関係というかは別として、賃貸人たる地位の移転の場合に必要となる権利保護要件としての登記と同様、著作権の登録を備えることが必要であると解される（賃貸人たる地位の移転に関するものではあるが最高裁判所昭和49年3月19日判決・民集28巻2号325頁参照)。

この点について、Xは、Yらは……Xが著作権者であることを認めていたと主張するが、……採用できない。

したがって、Xは、Yらに対し、著作権の登録なくして本件各使用許諾契約上の地位を主張することはできない」。

したがって、この点に関するXの請求には理由がないとした。

(2) 本件ピクトグラムの著作物性

裁判所は、Y_1と訴外コンベンション協会による、本件冊子に係る著作権侵害の成否に関連して、本件ピクトグラムの著作物性について、以下のとおり判示した。

「本件ピクトグラムは、実在する施設をグラフィックデザインの技法で描き、これを、四隅を丸めた四角で囲い、下部に施設名を記載したものである。本件ピクトグラムは、これが掲載された観光案内図等を見る者に視覚的に対象施設を認識させることを目的に制作され、実際にも相当数の観光案内図等に記載されて実用に供されているものであるから、いわゆる応用美術の範囲に属するものであるといえる。

応用美術の著作物性については、種々の見解があるが、実用性を兼ねた美的創作物においても、『美術工芸品』は著作物に含むと定められており(著作権法2条2項)、印刷用書体についても一定の場合には著作物性が肯定されていること（最高裁判所平成12年9月7日判決・民集54巻7号2481頁参照）からすれば、それが実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えている場合には、美術の著作物として保護の対象となると解するのが相当である」。

「本件ピクトグラムについてこれをみると……、ピクトグラムというものが、指し示す対象の形状を使用して、その概念を理解させる記号（サインシンボル）である……以上、その実用的目的から、客観的に存在する対象施設の外観に依拠した図柄となることは必然であり、その意味で、創作性の幅は限定されるものである。しかし、それぞれの施設の特徴を拾い上げどこを強調するのか、そのためにもどの角度からみた施設を描くのか、また、どの程度、どのように簡略化して描くのか、どこにどのような色を配するか等の美的表現において、実用的機能を離れた創作性の幅は十分に認められ

る。このような図柄としての美的表現において制作者の思想、個性が表現された結果、それ自体が実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている場合には、その著作物性を肯定し得る」。

そのうえで、たとえば大阪城について、「大阪城は角度により屋根部分の数やその形態が全く異なるところ、3つの屋根部分が見える角度の大阪城を、屋根の下の三角形状の壁部分のみを白抜きして強調し、他の部分を捨象して青色に塗りつぶした形状のみで表現し、石垣部分については、現在の石垣の高さよりも大きく構成して強調してスケール感を出しつつ、格子状の線部分を白抜きにして石垣を簡略に表現するなどしている。当該本件ピクトグラムは、一見して大阪城と認識できるものの、その表現には個性が表れており、実用的機能を離れても、それ自体が美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているといえる」として著作物性を肯定し、他のピクトグラムについても著作物性を肯定した。

3 評 釈

(1) 本件の特徴

本件は、使用許諾契約上の地位に基づく請求が絡むこと、ピクトグラムの著作物性が争われた珍しい事例と思われること、さらに引用の成否において特徴的な判示を行っていること等、非常に多岐にわたる興味深い論点を含む裁判例である。またその前提として、そもそもの本件各使用許諾契約の読み方自体にも争いがあり、実務的にも理論的にも関心をひく事件である。

本稿では紙幅の関係上、主に①使用許諾契約上の許諾者の地位移転、②本件ピクトグラムの著作物性について検討を行う。

(2) 本件各使用許諾契約の解釈

本件各使用許諾契約上の地位に基づく請求を検討する前提として、Xが、本件各使用許諾契約の有効期間満了後のYらの原状回復義務として、本件ピクトグラム等の抹消・消除の請求を行っている点に注意を要する。

ピクトグラム等の案内板への「複製」は本件各使用許諾契約の期間内に行われており、またピクトグラム等の「展示」行為は著作権の対象ではない（美術の著作物だとしても、原作品ではないと思われることから、展示権が機能しない）ため、有効期間満了後に、XにおいてYらにその抹消・消除を求める著作権法上の根拠がない[1)2)]。そのため、本件各使用許諾契約の内容として、有効期間満了後の抹消・消除義務を課すことで、ピクトグラム等の抹消・消除を求めようとしたものと考えられる。

これに関連して、①使用権の有効期間、および②有効期間満了後のYらの抹消・消除義務の有無について、契約上の文言をめぐって、各々争いとなった。

裁判所は前者について、有効期間を10年とした。さらに後者について、Y_2に有効期間満了後の抹消・消除義務を認め、Y_1については、X から Y_2 への使用許諾を前提とした再使用許諾の関係にあるとしたうえで、転借人の義務に関する民法613条を類推適用して、同義務を認めた[3)]。

(3) 使用許諾契約上の許諾者の地位移転

上記のように、訴外板倉デザイン研究所において、有効期間満了後の抹消・消除請求権が認められたが、さらにそれを含む本件各使用許諾契約上の地位が、訴外板倉デザイン研究所からXに移転

1） なお、抹消・消除義務違反を本件各使用許諾契約違反として、本件ピクトグラムに係る著作権侵害と構成するとすることも可能かもしれない。もっとも、許諾契約違反が著作権侵害を構成し得るか否かは、その違反行為が「著作権の本質的内容に係るものか否か」で決まるとされているところ（棚橋祐治監修『コンテンツビジネスと著作権法の実務』141頁〔市村直也〕）、本件の抹消・消除義務がそもそも著作権の内容ではないため、その義務違反が著作権侵害を構成するとは考えにくいと思われる。

2） 関連して、著作権侵害行為に関して、複製行為終了後の展示等について、著作権侵害行為が伴わなくても、過去の被害の拡大を防ぐ趣旨で、著作権法112条2項に基づく請求によって廃棄を求め、規制し得るとする見解もある（田村善之『著作権法〔第2版〕』309頁）。前掲〈注1〉で、著作権侵害が肯定される場合には有効な手段となろうが、本件のように、違法な著作権侵害行為が存在しないと評価される限り、別論となろう。

しているかが争われ、以下のように、契約上の地位移転（の合意）の有無、被許諾者の承諾の要否、契約上の地位の主張の可否の3点が問題となった。著作権の譲受人が、利用許諾契約上の地位に基づく請求を行うという点で、従来議論の中心であった、著作権の譲受人による著作権の行使というパターンとは異なる議論が展開されている[4]。

(ア) 契約上の地位移転（の合意）の有無

判旨だけからすると、事実認定として、著作権譲渡の（合意の）事実から、契約上の地位譲渡の（合意の）認定も行った事例なのか、著作権譲渡（の合意）のみから、（契約上の地位譲渡の合意がないにもかかわらず）契約上の地位譲渡を認めた（帰属を一致させた）事例なのか、必ずしも明らかではないが、判旨が続けて参照する最二小判昭46・4・23民集25巻3号388頁（以下、「昭和46年最判」という。対抗要件を具備していない土地賃貸借の事案）は、不動産の旧所有者と新所有者の間で賃貸人の地位の譲渡の合意がある事案であることから、前者の趣旨と解されようか[5][6]。

そうだとすると、契約上の地位の譲渡の合意なく、著作権のみを譲渡した場合に、契約上の地位がどうなるかについては、判示していないものと理解されよう[7]。

一方で、そもそも移転の対象となる契約が、その性質上移転可能なものでなければならないと思われるが[8]、本件では争いになっていない。後述のように、裁判所の理解では、属人的な契約ではないものであって、（少なくとも著作権とともに移転する限り）移転につき問題ないとの理解が、背景にあるものと解される。

(イ) 被許諾者の承諾の要否

契約上の地位の移転に際しては、長期契約における相手方の資質・信用度の重要性に鑑み、原則として全員の関与が必要であるが[9]、本件各使用許諾契約上の地位の移転について、裁判所は、前掲昭和46年最判を参照しつつ、被許諾者の承諾を不要とする。学説上も、同最判を指摘し、多くの場合、同様の処理が可能であると指摘するものがある[10]。賃貸借に係る同最判と同様に考える以上、

3） 紙幅の関係で十分な検討ができないが、本件再使用許諾の関係と不動産の転貸借の関係を同視してよいものか、問題となろう（参考にできそうな事例として、大阪地判平22・3・11（平成19年(ワ)第15556号）〈裁判所HP〉、ただし傍論か）。転貸借に係る原状回復義務は法定の典型的な義務であるのに対して、（再）使用許諾によって定められた義務は非典型的なものであることや、そもそも著作権の範囲外の義務を課す点で、転貸借において問題となる、目的物自体の原状回復義務とは異なるものとも評価できることからすると、民法613条の趣旨を簡単に及ぼしてよいものか疑問が残る。抹消・消除義務をY_1に認めたいのであれば、むしろ「本件ピクトグラムを現実に使用するのが再被許諾者であるY_1である以上」と述べる裁判所の判旨からしても、契約の解釈として、そういった義務の付随した直接の本件各使用許諾契約を、（授権を受けたY_2によって）訴外板倉デザイン研究所とY_1との間で締結したと理解するほうが無難だったのではないか。

4） なおこの点、抹消・消除請求権は、期限付きの債権であることから、これを債権譲渡したと構成することも考えられる（この場合、権利行使にあたっては、理論上は対抗要件としての民法467条の債権譲渡通知が必要であるが、債務者の同意は必要ないことになる）。一見すると、債務者たるYらにおいては、単に有効期間満了後に本件ピクトグラム等の抹消・削除を行うのみであるし、著作権とともに譲渡される本件に限っては、債権者側の属人性も大きな問題とならないようにも思われるが、契約当事者を限定し、各契約内容につきセットとして機能する本件各使用許諾契約の趣旨や、債権譲渡時に必ずしも債権の内容が十分確定されていないと思われること等からすると、違和感も強い。

5） 「特定の財産の譲渡に伴う契約上の地位の移転」を説く野澤正充『債務引受・契約上の地位の移転』125頁以下、特に153頁も参照。

6） 本件では、著作権の移転と契約上の地位の移転が両方認められているので問題とならないが、片方のみの移転（あるいは片方の留保）が認められるのかは、別途問題となろう。著作権譲渡担保と利用許諾の関係につき、東京地判平25・10・10（平成24年(ワ)第16442号）（本誌62号134頁参照）〔子連れ狼事件〕（知財高判平26・3・27（平成25年(ネ)第10094号）〈裁判所HP〉でも維持）も参照。後掲〈注7〉も参照。なお、著作権の譲渡があった際に、ライセンシー保護のため、事案によっては、許諾者の地位を著作権に随伴させる旨の黙示の意思を認定すべきとするものとして、小倉秀夫＝金井重彦編著『著作権法コンメンタール』978頁〔小倉秀夫〕。

7） 被許諾者が対抗要件を具備することができる制度においては、その具備によって、権利の譲受人との関係がどう規律されるか（いわゆる承継説や非承継説といった議論）が議論の対象となり得るが、著作権法においては、被許諾者が対抗要件を具備すること自体が不可能であることから、典型的な利用許諾の場面においては、その保護手段のないことが大きな問題とされる。ただし、本件で問題となっているのは、著作権の内容ではない抹消・消除請求権であり、典型的な利用許諾の場面と比べて、さらに別途検討されるべき問題となり得る。

8） 河上正二「債権債務の移転(4)―債務引受・契約上の地位の移転」法学セミナー721号82頁。

9） 河上・前掲〈注8〉82頁。

10） 古城春実「著作物の利用と対抗問題」飯村敏明先生退官『現代知的財産法―実務と課題』1217頁。

債権者である被許諾者の承諾のない免責的債務引受の側面を認めるものと解される。

もっとも、本件では、昭和46年最判における賃貸人の義務に関するのと同様に、許諾者の義務が権利不行使を主とするもので、著作権者が誰であるかによって履行方法が変わるものではないことを理由としつつ、一方で昭和46年最判における「土地所有権の移転があつたときに新所有者にその義務の承継を認めることがむしろ賃借人にとつて有利である」という指摘に対応する言及がない[11]。この点、典型的な著作権の利用許諾の場面においては、著作権の移転に際して、利用許諾に対抗要件を具備できない被許諾者としては、著作権の譲受人による著作権の行使を避けるべく、契約上の地位の移転を認めたほうが有利である場合が多いと理解することもできる。しかし本件では、(契約上の地位移転後の複製等、支分権該当行為があれば別であるが) 問題となる有効期間満了後の抹消・消除請求に関しては、単なる著作権の移転・譲受人による著作権の行使によっては、被許諾者が脅かされることはなく、この点で「有利」との表現を用いなかったものと思われる。

さて、本件で裁判所は、昭和46年最判同様、許諾者の主な義務が権利不行使であって、著作権者が誰であるかによって履行方法が特に変わるものではないとするが[12]、以下の2点において、疑問を呈することが可能かもしれない。

まず、対抗要件を具備する手段のない被許諾者としては、対抗要件を具備すれば誰が譲受人であっても賃借権を主張できる賃借人の場合と比較して、著作権者が誰であるかがより重要なのではないか（たとえば、著作権者の資力や信用等によっては、著作権の譲渡等が生じやすく、被許諾者が不測の損害を被る可能性がある)。この点(あるいはそれに関する当事者間の信頼関係）を重視するならば、著作権の利用許諾契約上の地位移転を簡単に認めるのは適切ではなく、被許諾者の承諾が要求されるとすることもできたと思われる。もっとも、契約上の地位とは別に著作権の移転を認めないといった考えをとらない限り、著作権のみの譲渡を被許諾者が阻止することはできないと思われ、その場合、利用許諾に対抗要件を具備することができない被許諾者は、原則として譲受人による著作権の行使を避けることはできない。その意味では、著作権の支分権該当行為が問題となる限りでは、契約上の地位移転の承諾をしたほうが好ましい場面が多いように思われ、承諾の要否を問うことの意味がどの程度あるかは、判然としない[13]。

また、本件では、著作権とは異なる契約上の地位に基づく抹消・消除請求権が（許諾者の債務ではなく債権ではあるものの）議論の対象となっている点についても、説明が必要であろう。もちろん、賃貸借においても、賃貸借契約に係る特約や

11) なお、賃貸借に係る昭和46年最判の理由づけについては、消極的なものにとどまっているとの指摘がなされており、「賃貸不動産の譲渡可能性を含む賃貸借制度の効用を高めるという法政策的判断があるのかもしれない」(松尾弘「賃貸不動産の譲渡と賃貸人の地位」慶應法学24号52頁）との指摘もなされている。また大窪誠「賃貸借—賃貸人たる地位の移転」法学セミナー61巻8号43頁では、上記に対応する新民法に係る規定の趣旨として、「不動産賃貸借が対抗要件を備えていない場合における賃貸不動産の流通を促進するという考え方を基礎にしている」と指摘されている。現行著作権法において、特に（対抗要件の具備が不可能な）利用許諾を行った後の著作権の流通等がどの程度想定・期待されているかは明らかではなく、著作権を用いたファイナンス手法の進展等も考慮に入れつつ、この観点からも、賃貸借の議論の応用の余地は慎重に検討されるべきものと解される。

12) なお、昭和46年最判は、賃貸人の義務の性質から、賃貸人が誰であるかは問題とならないとしているのに対して、判旨は（許諾者とは記述せずに）著作権者が誰であるかは問題とならないとする。その意図は必ずしも明らかではない。

13) ただし、たとえば悪意の著作権の譲受人に関しては、権利濫用等によって著作権の行使を阻止できるといった場面が想定されるのであれば、承諾をせずに契約上の地位移転を阻止することに意味があるかもしれない。栗田隆「著作権の譲渡と債権的利用許諾—比較法的観点から」『関西大学法学研究所研究叢書第15冊・知的財産の法的保護』230頁、対抗力のない賃借人に対する譲受人の所有権行使を権利濫用とした最三小判昭43・9・3民集22巻9号1817号を紹介する松田俊治「ライセンス契約法第7回　知的財産権の譲渡契約とライセンス契約」ビジネスロージャーナル2015年9月号72頁。ただし松田・前掲は、前掲・〈注6〉〔子連れ狼事件〕も参照し、このような運用は難しい旨指摘する。高林龍『標準著作権法〔第2版〕』190頁は、「外形的・客観的にライセンシー（利用権者）として著作物を利用している者がいる場合、その保護を図るべきであろう」として、権利濫用に係る前掲最三小判昭43・9・3を紹介し、対抗要件を具備できない著作権の利用許諾にあってはよりその趣旨が妥当するとする。

それに付随する契約も承継されると理解されているが[14]、特に不動産をめぐって定型的な運用が想定される賃貸借契約と比較して、著作権の対象とならない本件の抹消・消除請求権等のように、非典型的条項の多くみられ得る著作権をめぐる使用許諾契約についても、賃貸借契約に係る特約等と同視することで十分であったのか、たとえばより利用許諾との一体性を強調する等、議論の余地があろう。

最後に、本件の判旨の射程であるが、「本件各使用許諾契約の許諾者たる地位」についてしか判断していないと読むべきであろう。判旨からみる限り、あくまで本件では、各使用許諾契約における許諾者の義務が、単純な、一定範囲で使用を許諾し続けるものが中心であったがゆえの判旨だと考えられる（なお再使用許諾の受忍義務についても、対象となる者が基本的にY_1に固定されていると解され、許諾者いかんによる影響はないと思われる）。これが属人的な債権債務の絡む複雑なものとなった場合には、本件判旨を前提としても、本件判旨では指摘されていないものの、昭和46年最判にいう「特段の事情」の議論とするにせよ、それ以前の、そもそも承諾なしで承継できる類型か否かで検討するにせよ、別論となろう。

(ウ) 契約上の地位の主張の可否

裁判所は最三小判昭49・3・19民集28巻2号325頁（以下、「昭和49年最判」という）を参照したうえで、契約に基づく権利の積極的な行使にあたっては著作権登録が必要であるとして、Xの抹消・消除請求権に係る請求を棄却した。

この点は、特許法においては、特許権の移転登録が特許権の移転の効力発生要件となっていることから（特許法98条1項1号）、移転登録のない特許権や実施許諾契約上の地位に基づく権利の行使は通常は想定されないであろう。また、著作権法においても、著作権の譲受人が、元の著作権者から許諾を受けた被許諾者に対して、著作権を行使する際に、著作権の移転登録を受ける必要があるか（被許諾者は対抗すべき「第三者」にあたるか）が議論されてきたように思われるが[15]（そしてこの点は、契約上の地位に基づく抹消・消除請求権をめぐって争われた本件では問題となっていない）、許諾契約に係る契約上の権利行使については、あまり議論がみられないところである。

裁判所は不動産賃貸借と同様の理解から、「これを対抗関係というかは別として」権利保護要件として、著作権登録（著作権法77条1号の移転登録と解される）を要求し[16]、これを備えていないことを理由にこの点のXの請求を棄却した。もっとも、結果として、Xは（すでに清算済みの訴外板倉デザイン研究所からの譲渡登録手続をどう行うかはさておき）著作権登録を備えれば、あらためて請求をすることが可能となろう。

しかし以下のように、上記のように本件を解決するには、本来検討を要する点がいくつかあったのではないかと思われる。

まず、昭和49年最判を根拠とすることの是非である。昭和49年最判は、賃借人が対抗要件を具備していた事案であり、著作権法におけるように、そもそも被許諾者が対抗要件を具備する余地がない場合についても同様の帰結となるのか、説明が必要であろう。対抗要件を具備する余地が法律上用意されていない著作権に係る利用許諾については、その余地のある賃借権の場合と比較して保護

14) 松尾・前掲〈注11〉62頁。ただし、その限界についても指摘される。荒木玲子「特定の財産権の譲渡に伴う場合の契約上の地位の移転—賃貸借契約とライセンス契約を素材として」東京大学法科大学院ローレビュー4巻27頁～28頁。

15) 田村・前掲〈注2〉509頁～510頁、高林・前掲〈注13〉189頁～190頁。裁判例においても、東京地判平12・6・30（平成11年(ワ)第3101号）〈裁判所HP〉、東京地判平25・3・28（平成22年(ワ)第31759号）（本誌60号138頁参照）。反対、駒田泰土「Von Dutch事件判批」速報判例解説3巻254頁。本件でも、そもそも被許諾者に著作権の対抗ができなければ、契約上の地位も主張できないとの理解があるとすれば、検討の余地があるが、問題視されていないようである。

16) なお、YらがXを著作権者と認めていたかどうかも争われているが、これは不動産賃貸借について同様の点が問題となった最二小判昭46・12・3集民104号557頁・判時655号28頁を根拠とするものと思われる。この点については、著作権登録の欠缺に係る主張の利益の放棄と理解することができそうである。不動産賃貸借につき、幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法(15)〔増補版〕』191頁〔幾代通〕。

の必要があるとして、少なくとも著作権の譲受人において著作権登録が要求されるという理解も、賃借権の場合より保護の程度の低いものとして、譲受人において著作権登録を備える必要はないとする理解も、考えられないことはないように思われる[17]。

また、著作権登録の現実に鑑みると、あまり活用されていないと思われる制度を強制することの趣旨は、必ずしも明らかではない。不動産賃貸借において、譲受人の移転登記は、通説的には、「賃借人にとり、誰を賃料債務などの賃貸借関係の相手方である賃貸人とすべきかが認識可能になること」[18]が想定される。これに対して、著作権登録制度が被許諾者に関して同様の役割を果たせるのか（被許諾者が著作権登録原簿を確認して相手方を把握することが想定されるか）、疑問の余地があろう。

最後に、本件の問題として、著作権の内容をなさない抹消・消除請求権について、本件各使用許諾契約上の権利ではあるが、判旨で例としてあげられる使用料の請求等典型的な場合と同様に取り扱ってよいか、検討が必要であろう。もっとも、当該請求権も含めた契約上の地位移転が認められるのであれば、原則として、その主張に係る要件についても、同じ規律に服せしめることが適切であると思われる。

以上のように、著作権登録を契約上の地位を主張する要件とすることについては、昭和49年最判から直接的に導かれるものと理解してよいかは必ずしも明らかでなく、より詳細な検討が必要であったと思われる[19]。

(4) 本件ピクトグラムの著作物性

本件では、Y_1と訴外コンベンション協会によって共同で発行された本件冊子について、本件ピクトグラムが複製され、その頒布やホームページへの掲載が、本件ピクトグラムに係る著作権侵害を構成するかが争われた。その前提として、本件ピクトグラムの著作物性が問題となった。

裁判所は、本件ピクトグラムが応用美術に該当することを指摘したうえで、応用美術につき、「実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えている場合」には著作物性を肯定するとの基準を定立した。そして本件ピクトグラムについて著作物性を肯定したものである。

以下本件判旨に検討を加える。なお、応用美術についてはすでに多くの裁判例や論考が公表されているが、紙幅の関係で本件判旨の検討に関する限りで触れるにとどめる。

(ア) 従前の状況

応用美術の著作物性をめぐる現在の状況[20]としては、①伝統的な厳しい要件を課すタイプの裁判例[21]が続いてきたところ、近時、従来とは異なる

17) なお、物理的限度のある不動産の利用権限を争う不動産賃貸借の場合と比較して、たとえば本件のXは、Yらの使用を認める以外の制約はなく、自己利用や他者へのライセンスも不可能ではないと思われる。この点で、著作物の利用許諾契約の内容によっては、その利用をめぐって、不動産賃貸借の場合ほどの強度の対立関係は生じないように思われ、この点は本文の問題について何かしら影響を有するかもしれない。もっとも、特定の利用者であるYらとの関係でどのような権利保護要件が要求されるかが問題であると理解する限り、この点は大きな意味をもたないことになると思われる。

18) 岡本裕樹「昭和49年最判判批」民法判例百選Ⅱ〔第7版〕127頁。

19) ところで、本件は、本件ピクトグラム等が著作物であり、著作権の存在を前提とした判示がなされた。一方で、その射程として、たとえば応用美術やデータベースの利用許諾等に関連して、著作物ではない創作物について同様の問題が生じた場合、どのように解決されるべきか、検討の余地があろう（特に訴訟段階になって著作物性が否定された場合はより深刻となる。本件も場合によってはこの問題を生じかねない事案であった）。この場合、原則に戻って、被許諾者の承諾がない限り契約上の地位は移転しないということになるのか、あるいは当事者の関係はほぼ同様であることから、本件判旨と同様に取り扱うのか、検討の必要が生じよう（さらに後者の場合、権利保護要件の内容についても、別途検討される必要が生じよう）。

20) 抽象的な規範による分類のほか、著作物の実態による類型的な分類も行われている。田村善之「TRIPP TRAPP事件判批(下)」ビジネス法務2015年11月号96頁～99頁や、三山峻司「TRIPP TRAPP事件判批」知財管理66巻3号328頁等。

21) たとえば、近時の知的財産高等裁判所のもので、知財高判平25・12・17（平成25年(ネ)第10057号）（本誌63号106頁参照）〔シャトー勝沼看板事件〕は「応用美術に著作物性を認めるためには、客観的外形的に観察して見る者の審美的要素に働きかける創作性があり、これが純粋美術と同視し得る程度のものでなければならない」と述べる。ただし、あてはめが規範どおりのものであったかは、異論もあろう。清水節「応用美術に対する著作権による保護について―知財高裁平成27年4月14日判決『TRIPP TRAPP事件』を中心として」コピライト663号16頁。

②分離把握タイプの裁判例（知財高判平26・8・28判時2238号91頁（本誌66号67頁参照）〔ファッションショー事件〕[22]等）、そしてさらに③通常の著作物との区別をしないタイプの裁判例（知財高判平27・4・14判時2267号91頁（本誌69号112頁参照）〔TRIPP TRAPP事件〕）が登場してきたところである。以下詳論する。

従前は文言こそ異なるが、「純粋美術と同視し得る」ことが要求され、特にこの点について、従前の一部の事例は高度の創作性を要求していたとの指摘があるが[23]、このような特殊な要件を設けることについては、いわゆる段階理論の是非という観点等から、批判が向けられつつあった。一方で、従来の裁判例においても、必ずしも高度の創作性を要求していたわけではなかったとして、その再整理を試みるものもある[24]。

それに対して、近時の〔ファッションショー事件〕や〔TRIPP TRAPP事件〕は、そのような基準を採用せず、各々新たな基準を採用している。

〔ファッションショー事件〕では「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」は保護し得るとして、分離把握を要件として掲げている[25]。これは「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」か否かを検討するものと考えられる[26]。

さらに〔TRIPP TRAPP事件〕は、「応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである」と述べる。〔ファッションショー事件〕との関係が問題となるが、裁判例のあてはめをみる限り、分離可能性について強く検討した節がないこと等から、〔ファッションショー事件〕とは異なる基準として整理できると思われる[27]。

またこの問題に関する実質的な考慮要素として、意匠法との関係[28]と、保護を認めた場合の弊害があげられよう[29][30]。ただその評価は割れており[31]、いずれにせよ、応用美術をめぐっては、今後も議論が続くものと思われる[32]。

(イ) 本判決

本判決についてみてみると、まず本件ピクトグラムの応用美術該当性について、実用目的を有し、現にそのように使われていることを根拠として判断をしている（〔ファッションショー事件〕でも実用目的を確認している）。応用美術について特殊な扱いをする立場にあっては、問題の著作物が応用美術かどうかを検討する必要があるが、本件判旨によれば、実用目的の作品か否かを客観的に

22) なお近時の東京地判平28・1・14（平成27年(ワ)第7033号）（本誌72号111頁参照）〔スティック型加湿器事件〕は、〔ファッションショー事件〕では言及のない意匠法との関係に言及しつつも、文言上は、〔ファッションショー事件〕の基準に類似した基準を採用していると評価できる。

23) 上野達弘「応用美術の著作権保護」パテント67巻4号（別冊11号）105頁。

24) 横山久芳「著作権法における応用美術の保護のあり方」中山信弘先生古稀『はばたき―21世紀の知的財産法』563頁。

25) 詳細は設樂隆一「応用美術についての一考察―知財高裁ファッションショー事件を契機として」野村豊弘先生古稀『知的財産・コンピュータと法』275頁以下。高林・前掲〈注13〉47頁も参照。

26) 橋谷俊「ファッションショー事件判批(1)」知的財産法政策学研究47巻402頁。

27) 今井弘晃「最近の著作権裁判例について」コピライト659号6頁。もっとも、結論については、分離可能性説を用いても同様の帰結を導き得たとの指摘もある。清水・前掲〈注21〉18頁。

28) たとえば意匠法との関係を重視する見解として、程度の差はあるが、田村・前掲〈注20〉100頁～101頁、本山雅弘「応用美術の保護をめぐる著作権法のインターフェイスについて」コピライト658号2頁、中山信弘「応用美術と著作権」論究ジュリスト18号100頁～104頁。

29) 田村・前掲〈注20〉101頁～102頁、中山・前掲〈注28〉104頁～105頁等。

30) 関係する文言上の要件についても、著作権法2条1項1号の創作性要件や、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」要件、また同条2項該当性といった立場が指摘されてきた。

31) 上野・前掲〈注23〉110頁～114頁、清水・前掲〈注21〉20頁。

32) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」要件を活用し、著作物であるとの社会的コンセンサスから保護の対象を画そうとする金子敏哉「出版における美術的作品の利用　応用美術の著作物性、46条の類推を中心に」上野達弘＝西口元編著『出版をめぐる法的課題その理論と実務』169頁～170頁等、新しい考え方も提案されつつある。

（そのために実際の使用を検証したものと思われる）確認する必要があるということになろう[33]。

そのうえで、応用美術の著作物性を判断するにあたっては、おおむね〔ファッションショー事件〕に準じる規範を用いていると評価でき、〔スティック型加湿器事件〕も含め、その支持が広がりつつあるのかもしれない。

そしてあてはめにおいては、ピクトグラムが何を示すものかといった事情を指摘しつつも（これが実用的機能面ということになろうか）、そこからどのように表現において個性を発揮しているかを説示する形をとっており、〔ファッションショー事件〕の規範において著作物性が肯定された例として、一応の意義があるものと考える（保護範囲の限定を指摘しつつも、本件では著作権侵害が肯定されており、デッドコピーの事例とはいえ、この点も特徴的である）。もっとも、上記のような規範を採用しつつも、実際は保護のハードルが低く設定されているのではないかとの指摘もある[34]。〔ファッションショー事件〕と比較して、あてはめで行われていることは、「実用的機能を離れても」との言及はありつつも、むしろ通常の著作物性の判断に近いものとも思われる。その意味で、規範に従い厳格なあてはめを行うべきであった、あるいは、そもそも応用美術として扱うべきではなかった、といった批判も考えられよう。

(ウ) 情報伝達機能への着目

ところで、ピクトグラムについて、判決では、「指し示す対象の形状を使用して、その概念を理解させる記号」であると指摘される。この点に着目すると、自動車や椅子のデザイン等といった応用美術と異なり、情報伝達をその目的・機能とする著作物であることから、むしろ印刷用書体に係る最一小判平12・9・7民集54巻7号2481頁〔ゴナ書体事件〕最判[35]等と近いものとして整理することができるかもしれない[36]。

〔ゴナ書体事件〕最判では、印刷用の文字書体については、「それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならない」という要件（「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」要件に対応するものか）のほかに、「独創性」要件（創作性要件に対応するものか）を加重して要求していると指摘される[37]。この点が特別な要件であり[38]、文字の情報伝達機能に注目したのだとすれば[39]、（応用美術と独立に検討されるべきものなのか、応用美術の一部がこれに該当する場合があるということなのか、また要件として何が検討されるべきかはさておき）情報伝達機能を有する著作物については、その著作物性について厳格な判断をすべきとする類型的な取扱いの余地があるのかもしれない[40]。

本件ピクトグラムについてみてみると、文字ほどの一般性・普遍性はないものの、ある建造物等がそこにあるという情報を伝達する機能を有するものと解される。そのため、本判決は、〔ゴナ書体事件〕最判と、応用美術の議論を経由しなくても

---

33) ただしその判断は難しいと思われる。たとえば、書籍の表紙について、応用美術ではなく純粋美術であると判示した東京地判平22・7・8（平成21年(ワ)第23051号）（本誌50号122頁参照）。

34) 清水・前掲〈注21〉20頁。

35) 本件も（〔ファッションショー事件〕も）規範において〔ゴナ書体事件〕最判を参照している。

36) なお、〔ゴナ書体事件〕最判について、応用美術に係る先例たりうるのかについても、争いのあるところである。調査官解説では、「応用美術の著作物性の議論にも影響を与える余地があろう」と記述されているが（髙部眞規子「ゴナ書体事件判解」最判解民事篇平成12年度(下)848頁）、一方で、応用美術の一般的問題とは区別されているとの評価もある（清水・前掲〈注21〉14頁）。

37) 髙部・前掲〈注36〉844頁～845頁。

38) 大橋正春「ゴナ書体事件最判判批」著作権判例百選〔第4版〕39頁。

39) 高林・前掲〈注13〉52頁、東京地判平24・2・28（平成20年(ワ)第9300号）（本誌56号128頁参照）〔社交ダンス振り付け事件〕との関係で、蘆立順美「社交ダンス振り付け事件判批」新・判例解説Watch13号217頁。〔社交ダンス振り付け事件〕でも、社交ダンスの（定型的な）振り付けについて「独創性」の文言が登場するが、広く表現・情報伝達の人為的取り決めというとらえ方をすると、文字と通じるものがあるかもしれない。

40) デザイン文字について情報伝達機能を有することを重視したものとして、大阪地判平11・9・21判時1732号137頁〔装飾文字事件〕。ただし著作物性は肯定されつつ、一方で被告作品との相違点が指摘され、侵害が否定された事案である。田上麻衣子「装飾文字事件判批」著作権判例百選〔第4版〕40頁も参照。

一定の結びつきを認めることができ、著作物性の判断において、通常の著作物より類型的に厳格な基準がもち出されること自体は、〔ゴナ書体事件〕最判との関係において、あまり違和感がないように思われる。ただしその程度についてはもちろん議論があろう。

また、ピクトグラムは、子どもや外国人等への情報伝達も含め、場合によっては文字よりもさらに普遍性の高い、また統一性の必要な情報伝達手段となり得る。そのため、ピクトグラムの役割によっては、より厳格に著作物性を判断すべき場面も登場するかもしれない。本件はあくまで、観光案内図に用いる建造物等のピクトグラムに関しての判示と理解しておくべきであり、ピクトグラム一般に及ぶものとは理解すべきでないだろう。

(5) 終わりに

本件は、従来あまり議論のなかった論点について扱った点等で注目されるが、一方で上述のように、疑問点も相当数残るものと評価される。これらの疑問点について、さらに検討が深められる必要があろう。

なお、その他の争点についても若干指摘する。

まず本件ピクトグラムの本件冊子での複製の成否について、裁判所は小さく複製されていてもこれを肯定するが、その理由として、「本件冊子が本件ピクトグラムのデータを使用して作製されたもの」であることを指摘する点には、(依拠性の検討ならば別であるが) 違和感を覚える。実際の利用態様から複製の成否を検討するのが通常の理解ではないだろうか。むしろ、ピクトグラム特有の利用態様(ときに非常に小さく複製して利用されること)を考慮に入れてよいものか、一方で東京高判平14・2・18判時1786号136頁(本誌16号82頁参照)〔雪月花事件〕等との関係も検討の余地があろう。

また、引用(著作権法32条1項)の成否について、当事者が主に最三小判昭55・3・28民集34巻3号244頁〔パロディ・モンタージュ事件〕の2要件(明瞭区別性、主従関係性)や知財高判平22・10・13判時2092号135頁(本誌51号122頁参照)〔美術品鑑定証書事件〕で示された要件をめぐって争ったのに対して、裁判所は「他の表現目的のために本件ピクトグラムを利用しているものではない」ことを理由に、引用を否定した。安易な反対解釈は慎むべきであるが、利用目的を重視した判示として注目されよう。

※ 本稿は2016年4月1日に行われた比較法研究センター知的財産判例研究会における報告を基にしている。当日に貴重なご意見をいただいた参加者の方々には心より御礼申し上げる。

近刊! 音・色・動き等の新商標法や新審査基準、地理的表示法に対応!

商標実務入門〔第2版〕

——ブランド戦略から権利行使まで——

片山英二 監修 阿部・井窪・片山法律事務所編

A5判・約370頁・予価 本体4000円+税

発行 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258